

## きずな駅伝競技規則

- 1、きずな駅伝は1本のタスキを自走できる登録選手全員でつないでゴールする競技である。車いす等の福祉補助具も自力走行できれば選手登録ができる。
- 2、登録選手は大会指定のゼッケンを胸の正面に貼り、登録選手であることを明示しなければならない。
- 3、計測の開始及び着順の決定はタスキをかけた正選手がスタート地点及びゴール地点を通過したときとする。
- 4、タスキの引き継は競技委員長が指定した「引き継区間」で行わなければならない。
- 5、引き継いだタスキは通常のたすき掛けで着用しなければならない。手に持ったりポケットに収納したりして競技委員長が正選手かどうか判断できない状態のまま競技を続けると失格になる。
- 6、登録選手は全員が決められた距離の周回の中で1回以上走らなければならない。
- 7、登録選手は決められた距離の周回の中で何回または何度走ってもよい。
- 8、安全を考慮して、スタート地点の通過はタスキをかけた正選手のみとするが、以降はゴール地点を通過するまで複数の登録選手が伴走してもよい。ただし、競技委員長がレースの運営上支障をきたすと判断した場合、登録選手による伴走は認めないか人数を制限することがある。
- 9、登録選手以外の伴走は認めない。
- 10、登録選手の変更は大会当日の当該種目の選手受付の時間内に競技委員長に申し出なければならない。
- 11、定員のあるきずな駅伝では、定員以内のチームはそのまま表彰の対象になり、定員より多い登録選手のチームは順位はそのままだが表彰の対象から除外し、定員以内のチームを繰上げて表彰の対象とする。